㈡　アナログ変調方式（送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式である場合を除く。同号㈢及び㈣において同じ。）にあっては、有線テレビジョン放送等の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置（他の電磁波を発生させる被試験装置をいう。以下同じ。）を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波の上側に隣接伝送させ、主観評価若しくは客観評価により検知限レベル差（次項第1号㈤又は第2号㈢に規定する検知限レベル差をいう。以下同じ。）を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式（送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式及び広帯域伝送デジタル放送方式である場合を除く。同号㈢において同じ。）にあっては、有線テレビジョン放送等の搬送波をＰＮ符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波の上側に隣接伝送させ、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、同項第2号の基準を満たすことを確認する。

㈢　アナログ変調方式にあっては、有線テレビジョン放送等の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波の下側に隣接伝送させ、主観評価若しくは客観評価により検知限レベル差を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式にあっては有線テレビジョン放送等の搬送波をＰＮ符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波の下側に隣接伝送させ、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、同項第2号の基準を満たすことを確認する。

㈣　有線テレビジョン放送等の送信の方式がアナログ変調方式の場合にあっては、主観評価又は客観評価によって求められた検知限レベル差が確保されている状態において、音声その他の音響の劣化が検知されないことを確認する。

スプリアス妨害の確認方法

スプリアス妨害については、有線テレビジョン放送等が下り（電磁波の伝送がヘッドエンド側から受信者端子側に向かう流れをいう。以下同じ。）又は上り（電磁波の伝送が受信者端子側からヘッドエンド側に向かう流れをいう。以下同じ。）の他の電磁波の高調波、雑音、その他のスプリアス（以下「スプリアス」という。）に対して、前項に規定する基準に適合することとし、その評価試験方法は、次のとおりとする。

㈠　評価試験は、有線放送設備又は同等の条件を満足する試験施設で行うこととし、評価試験系統は、別図第二号に示すとおりとする。

㈡　下りの他の電磁波を信号発生部側の試験信号発生装置を用いて発生させ、下りの他の電磁波のスプリアスを有線テレビジョン放送等の伝送周波数帯域でスペクトラムアナライザを用いて別図第二号に示すａ点で測定する。

㈢　アナログ変調方式にあっては、有線テレビジョン放送等の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に下りの他の電磁波を信号発生部側の試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波と同時に伝送させ、スプリアスが確認されたチャンネルにおいて、テレビ受信機による画面評価を行い、客観評価により検知限レベル差を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式にあっては、有線テレビジョン放送等の搬送波をＰＮ符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に下りの他の電磁波を信号発生部側の試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波と同時に伝送させ、スプリアスが確認されたチャンネルにおいて、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、同項第2号の基準を満たすことを確認する。

㈣　上りの他の電磁波を測定部側の試験信号発生装置を用いて発生させ、上りの他の電磁波のスプリアスを有線テレビジョン放送等の伝送周波数帯域でスペクトラムアナライザを用いて別図第二号に示すｂ点で測定する。

㈤　アナログ変調方式にあっては、有線テレビジョン放送等の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に上りの他の電磁波を測定部側の試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波と同時に伝送させ、スプリアスが確認されたチャンネルにおいて、テレビ受信機による画面評価を行い、客観評価により検知限レベル差を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式にあっては、有線テレビジョン放送等の搬送波をＰＮ符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させ、同時に上りの他の電磁波を測定部側の試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波と同時に伝送させ、スプリアスが確認されたチャンネルにおいて、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、同項第2号の基準を満たすことを確認する。

㈥　有線テレビジョン放送等の送信の方式がアナログ変調方式の場合にあっては、テレビ受信機による画面評価によって画質の劣化が検知されないと確認された状態において、音声その他の音響の劣化が検知されないことを確認し、又は客観評価によって求められる検知限レベル差が確保されている状態において、音声その他の音響の劣化が検知されないことを確認する。

光波長多重による光波長間の妨害の確認方法

光波長多重による光波長間の妨害については、有線テレビジョン放送等に使用する光波長と有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する光波長（以下「他の光波長」という。）を多重し、伝送する場合は、有線テレビジョン放送等が前項に規定する基準に適合することとし、その評価試験方法は次のとおりとする。

㈠　評価試験は、有線放送設備又は同等の条件を満足する試験施設で行うこととし、評価試験系統は、別図第十三号に示すとおりとする。

㈡　アナログ変調方式にあっては、有線テレビジョン放送等に使用する光波長を標準信号発生器、テレビ変調器及び光送信機を用いて発生させ、同時に全ての下りの他の光波長を試験信号発生装置及び光送受信機を用いて発生させて有線テレビジョン放送等に使用する光波長と多重し、かつ、伝送させ、全ての下りの他の光波長からの妨害の影響が最も大きくなる条件において、主観評価若しくは客観評価により検知限レベル差を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式にあっては、有線テレビジョン放送等に使用する光波長をＰＮ符号発生器、デジタルテレビ変調器及び光送信機を用いて発生させ、同時に全ての下りの他の光波長を試験信号発生装置及び光送受信機を用いて発生させて有線テレビジョン放送等に使用する光波長と多重し、かつ、伝送させ、全ての下りの他の光波長からの妨害の影響が最も大きくなる条件において、ビット誤り率の測定又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、同項第2号の基準を満たすことを確認する。

㈢　有線テレビジョン放送等の送信の方式がアナログ変調方式の場合にあっては、下りの他の光波長からの妨害の影響が最も大きくなる条件の下で主観評価又は客観評価によって求められた検知限レベル差が確保されている状態において、音声その他の音響の劣化が検知されないことを確認する。

三　他の電磁波又は他の光波長が有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されないことを確認するための評価方法

1　主観評価の方法

㈠　評価用画像

四種類以上の画像を評価すること。

2

3